

狛江町の皆様にお知らせ

○町村合併勧告はなぜ出たか

去る三月二十日、狛江町と調布市に対し、町村合併を行うよう都知事から勧告がされました。これは狛江町が人口面積とも國や都の平均より低く、財政的にもゆたかとはいえず、又調布市と狛江町を併せて北多摩郡の飛地となつており、その他の事情を考えあわせてこれから町の発展のため、住民の利益としあわせのために、多くの仕事をしていくには、調布市と合併して力のある大きな市となつた方がよりよいと考えたからであります。

○世田谷区編入はどうか

狛江町の一筋において、世田谷区編入の希望があるようですが、都は現在以上に特別区の拡張を考慮しております。このことは町村合併促進審議会における論議のたびごとに明確にされてきたところであり、かつ今回の調布市との合併計画をつくるにあたつても、以上の主旨を考慮し都知事が内閣総理大臣と協議して定めたものであります。

○合併計画はどのようにしてつくられたか

一、町村合併促進法による計画

東京都町村合併促進審議会の審査をもとにして狛江町、田調布町、日暮代町の意見を聞き、さらに都議会、学識経験者等の意見をきいて都知事がつくりました。

一、新市町村建設促進法による計画

狛江町、調布市の実情を十分調査し、東京都新市町村建設促進審議会の意見を聞き、さらに内閣総理大臣に協議をして都知事がつくりました。

○町村合併はどのくらい進んでいるか

町村合併は國の大方針であり、その国策にそつて合併したために減った町村は六一九二（三月一日現在）に及びすでに國の計画の九九%となります。これによつて昭和二十八年一月一日に、九六一〇あつた町村が現在三三五四となりました。東京都においても既に合併によつて減少した町村は四〇、結婚したがつて合併準備中の町村が六で、現在合併計画の上で残つてゐる町村は四つだけになりました。

○合併したらどんな特典があるか

新市町村建設促進法の規定により、國や都は

- 一、計画調整に要する経費を補助する
- 二、支所、出張所の廃止統合その他事業実施のため補助金を交付する
- 三、教育施設、消防施設等の整備に係る財政援助について優先的取扱をする
- 四、合併した市町村が行う水道事業等について特別の配慮をする
- 五、田が道路の建設、河川の改修等を行う場合優先的な措置を講ずる
- 六、等の特権を行い、国鉄、電気公社等公企全業体も新市町村建設のため協力することとなつております、新市町村の発展は今どんどん進められています。

昭和三十二年五月

東京都北多摩地方事務所

所在地 東京都府中市九二二六四番地
電話 (貳)四四一・一〇一・三四六